

# 幼兒教育

第十一卷 第十一號

大正九年十一月十五日發行

## 兒童の保健衛生

〔日本幼稚園協會十月常會の講演大要〕

内務省衛生局 久住謹輔

歐米諸國に置きましては文明の進歩に伴ひまして、福利事業の勃興した事や社會政策的機運の促進した事、それと國運の發展を冀ふ念慮が愈々熾烈を

加ふるに至つた事等種々の情勢に因りまして、千九百年前後から特に兒童及母親の保健とか保護に深甚の注意を拂ふようになりますて、或は特別の法制を布いたり或は種々の施設を講じて鋭意之が刷新改善に力めて參りました所が、偶々這次の大戰に逢ひ一方では多大の人命の損傷を招きましたと共に、他方では出生率の劇減、一般死亡率の劇増を伴ひまして、由々しき人口問題上の打撃を蒙りましたので少しも早く之を防止し若は之を恢復しやうと致しまして本問題は油然として高潮せられ、戰後は勿論兵馬倥偬

の際にも拘はらず戰爭の真最中から、あらゆる障礙を排して只管之が爲に措置畫策到らざるなき状態であります。

英國では、昨年遂に衛生省の設置を斷行し衛生行政機關の統一擴大を圖りますると同時に所管事項中、最も重きを母親及兒童の保健及保護に置きまして、往年に比し年々五萬の幼兒の夭死を阻止しやうといふ計劃であります。又英國では母親自身の健康相談は勿論其の愛兒の育児上の相談相手と巡回衛生員の數が非常に増加致しまして、千九百十四年（大正三年）には全國を通して之に從事する者が六百人でありましたが、千九百十七年（大正六年）には千四百四十五人となりまするし、又兒童の健康診斷と育兒

上の相談に應する所謂育兒相談所の數も、千九百十七年の二月には八百四十三ヶ所でありましたのが、

同年の末には千百十九ヶ所に殖えました、又同年全英國を擧げて兒童週間を行ひ、兒童の養護に日も惟足らざる狀況であります。

佛國では從來人口の自然増殖率の思はしくない所へ今次の戰役にて聯合國中最も多數の人命の損傷を招致しました關係上、速早く兒童の福祉問題に著眼し既に千九百十四年の八月に陸軍省所管として、中央母子保護局を設置し其目的を掲ぐること次の如くであります。

「妊娠並に三歳未満の幼兒を有する母親は社交上、法律上、衛生上、一定の保護を受けて通常生活を營む權利を有す、本局の目的は實に此の權利を擁護するに在り」、

又本年の一月には大統領會を以て衛生救濟備急省設置の件を公布し其の理由書中に次の一節があります。

「歐米列國中兒童の保健及保護問題に最も異彩を放つて居るのは北米合衆國で、千九百十四年の春シカゴ市、次で紐育市で兒童週間を行ひましたが、非常な好評を博し、漸次各地に行はれ千九百十六年には、米國勞働省兒童局が中堅となつて三月四日から同十日にかけて全國を擧げて、大々的に之を行ひました。當時之を舉行した地方は實に二千餘ヶ所に上つて居りまするし翌年は更に二倍以上の地方で之を催しました。兒童週間と申しますのは一週間を擧げて兒童の衛生思想を鼓吹するやうな展覽會、講演會、育兒相談、子供行列等を行ひ新聞雜誌には育兒問題を掲載し子供を無料自動車で郊外へ伴れて行つたり、赤坊の在る家では國旗を掲げたり、種々子供の喜び且つ爲になる催事を、行ひ延いては育兒相談所、

の戰捷に最大負擔を納付せる慘憺たる戰後に當り國家將來の爲め最大緊要事なり」。

獨逸も槿花一朝の夢俄然と醒め、只管意を國運の挽回に用ひ、之が要諦は一に兒童の保健増進に在り

とし、子を生み之を親ら哺育する母親には保健金を給與し然も之を私生兒の母にも均霑させて居ります。

巡回衛生員、小兒病院、兒童衛生局もしくは兒童衛生課の設置とか増設の如き、兒童の保健に資する施設の勃興を促し且之に關する法令の公布を見るに在ります。

又千九百十八年には「子供の年」と稱する大運動を起し「兒童の保健は國民の威力なり」と題する標語の下に一ヶ年を通じて全國に亘り兒童の保護に努力して居ります。此運動の期する處は左の五項にあります。

#### 一、母親及兒童に對する公共的保護

一、家庭に於ける兒童の養育の最低標準と之に要する生活費の保障を營むこと。

#### 一、少年勞働法及就學法の勵行。

一、兒童に戶外生活の機會と善良なる遊樂の機會を與ふること。

一、孤兒棄子少年犯罪者其他の異常兒の處置を講ずること。

ウイルソン大統領は、此の運動に多大の望みを囁し「戰線に立つて奮闘して居る軍人の爲に最善を盡すのは吾人の第一の義務である。次に我總人口の三分の一を占むる兒童の健康を増進することが他の如何なる事實よりも更により以上愛國的なる吾人の義

務である」と述べられて居ります。

又昨五月大統領の命に依て勞働大臣（兒童勞働省内の一局）が各州の知名代表者を華盛頓に召集し母親及兒童の養護について協議會を開きましたが（兒童の勞働教育に關する協議事項は前號所載につき略す）その中母親及兒童に關する保護の最低標準が示されましてこれは特に皆様の御参考迄に其の大要を申上げます。

#### 一、母親保護の最低標準

一、妊娠婦保護所 妊娠婦にして私費を以て醫師に付き診療助產等の手當を受くること能はざる者の爲必要にして充分なる妊娠婦保護所を設くべし、其の掌理する事業左の如し。

一、妊娠婦に對し成るべく妊娠の初期に於て骨盤の測定、肺臟、心臟、消化器の診斷、尿の検査等周到なる健康診斷を施すこと、初妊娠に在りては受胎後七ヶ月迄に内診を行ふこと、受胎の初期に在りては四週間に一回、六ヶ月以後は少くとも二週間に一回尿の検査を爲すこと、成るべくワッセルマン試験を施すこと、身體的兆候により必要を認むる時

は特に然りとす。

二、受胎後六ヶ月迄は少くとも毎月一回其の後は二週間毎に一回相談所に出頭せしめ、妊婦の保健上の監督指導を爲し兼て初生兒取扱上の心得を記せる印刷物を附與すること。

三、巡回看護婦を置き妊婦ある家庭を訪問せしめ親しく妊婦に衛生上の心得及初生兒の取扱法を教へ褥婦を訪問指導せしめ、又幼兒を有する者にして児童保護所につき指導を受くるや否やを検せしむること。

四、醫師若是は熟練なる産婆をして家庭内又は病院に於ける出産時の助産を爲さしむること。

五、家庭内若是は病院に於ける産婦及褥婦の看護。

六、醫師又は看護婦をして出産後五日間は毎日次の一週間は少なくとも二回褥婦を訪問せしむること。

七、

正當の出産に在りては出産後少なくとも十日間は産褥に居らしめ四週間乃至六週間は健康恢復上必要なる時期なるを以て家事上の補助を行ふこと。

八、産後六週間を経たる時更に醫師をして健康診

断を行はしめ異常なきを知る時初めて健康恢復したる婦人と看做すこと。

一、保護所の設置なき、もしくは近く之が設置の見込なき地方に在りては公設看護婦をして醫師の指揮の下に如上の務を執らしむること。

二、歯牙治療所及花柳病治療所の如き治療所を設けし妊娠中必要なる治療を施すこと。

三、難産癖の者は希望者を收容する爲産院を設け若は病院内に産室を設置すること。

四、産婆は法定の學歴經驗を有し且つ免許状所有者

にして其筋の監督を受くる者なること。

五、哺育期間中生母をして家庭内に止まり自ら其の子を哺育せしむる爲相當の扶助金を附與すること。

六、公衆に妊産婦及乳兒の死亡と之が解決につき教示すること。

## 一 乳兒及學齡前の幼兒保護の

### 最低標準

一、出生後三日以内に届出を廳行せしむる如き法令を制定し完全なる出生登録簿を調製すること。

二、法令を以て出生時に於ける初生兒の眼の手當其  
他必要な措置を爲し以て幼者の失明を防止するこ  
と。

三、必要にして充分なる兒童保護所を設け私費を以  
て醫師の診療を受くること能はざる乳兒及幼兒の爲  
健康相談に應じ少くとも乳兒期中の一ヶ年は毎月一  
回其後學齡に達する迄は隨時母乳の有益なること、  
育児の方法及幼兒の栄養に付母親に指導を與へしむ  
ること、本保護所に栄養部及歯科治療所を附置する  
こと。

四、兒童保護所は學齡以前の幼兒ある家庭を訪問せ  
しむる爲必要にして充分なる公設看護婦を置き又は  
之と協力すること、公設看護婦の數は人口二千につ  
き一名とし其の職掌は家庭を訪問して左の事項に付  
母親を指導せしむるにあり。

#### 一、母乳の價值。

#### 二、幼兒の看護法。

#### 三、入浴、睡眠、被服換氣其他乳兒の一般取扱法 (之が指導には示範を以てす)。

#### 四、人工栄養品を與ふる時の準備と方法。

#### 五、乳兒及幼兒の飲食物の種類と其の選擇法。

六、幼兒の疾病豫防。

七、歯科治療所、眼科及耳鼻咽喉科治療所、花柳  
病其他の疾患及不具者の治療所の設置。

八、小兒病院若は一般病院内に小兒室を設け又家  
庭に於ける看護設備を講じ以て疾病に罹れる乳兒  
及幼兒の醫療看護をして遺憾なからしむること。

九、育兒院若は幼兒家庭委託所の許可と監督。

十、乳兒及幼兒の傳染病豫防其の他之が衛生及榮  
養に關する一般的知識の普及。

### 三、學校兒童保護の最低標準

一、學校の位置、構造、衛生、換氣等を適良ならし  
め且つ教室の廣さと兒童數との關係を適度ならしむ  
ること。

二、適當なる運動場及遊戯用具の設置及體操竝に遊  
戯の監督。

三、學校内に於ける醫療室の設備と醫療上の實驗に  
充つべき室の設置。

四、毎日出勤の責ある學校看護婦を置き兒童の衛生  
及榮養上の指導を掌らしめ又兒童の家庭を訪問して  
其の母親に衛生及榮養上の指揮を與へしめ且つ必要

ある時は兩親の承諾を得て児童を診療所に伴ふこと。

五、児童二千名に付隨時務の學校醫一名、毎日勤の看護婦一名を置くこと。  
學校醫を置くこと能はざる時は児童千名につき毎日勤めの看護婦一名を置くこと而して其職掌は左の如し。

(一) 每年一回完全なる身體検査を行ふこと但し毎學年の始期と終期に身長、體重の測定を爲すこと、成るべく毎月一回體重を測ること。

(二) 児童の累年別身體検査表を調製し之を該児童に關する他の書類と共に整理すること此の検査表は入學時に携へ來れる該児童の學齢前に受けたる身體検査表と繼續せしむること。

(三) 教員又は看護婦の申請ある児童には特別身體検査を行ふこと。

#### (四) 傳染病豫防に關する指導。

(五) 恢復の見込ある不具、疾患、榮養不良に關する處置手當の指導獎勵。

(六) 學校醫の指揮を遵奉するや否やを看護婦をして督勵せしむること。

六、歯科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科診療所と連絡を執り且つ天然痘豫防のため種痘を施すこと。

七、腺病質、結核性、甚だしき榮養不良性の児童のために休憩時及補助榮養物を顧慮せる野外學校及精神上並身體上の缺陷に因する特殊教育を要する児童に對する特殊學校。

八、榮養不良児を收容する榮養學級及必要ある時は晝食を供給すること。

九、癩鈍及魯鈍兒に對する神經検査。

十、學校児童に衛生上の知識を與へ保健上の習慣を養はしめ兼ねて弟妹の衛生及世話に關する指導を與ふること。

十一、兩親及教師は勿論公衆に保健衛生上の知識を普及し以つて児童の保健問題に付各方面の協力を得ること。

### 四 青年保護の最低標準

一、少くとも毎年一回醫師に付身長體重は勿論完成なる身體検査を受くること、其他児童保護所、學校醫等に付必要な指導を乞はしむることを獎勵すること。

## 二、不具及疾患に關する治療所

三、左記事項に付良習慣を養はしむる爲指導監督を爲すこと。

一、充分なる栄養特に身體の發育上有効なる食物を選ぶこと。

二、充分なる睡眠、休息及新鮮なる空氣。

三、適當なる被服。

四、身體の發育に資すべき適當なる運動。

五、性の教育と生殖問題。

四、少くとも満十六歳迄義務教育を課すること、其の教課は青年の必要に應じ趣味に合ふものにして職業上の指導訓練たるものなること。

五、充分なる清遊の機會を與へ社會上の要求に應せしむること。

六、酒色其の他の不良なる習慣に對しては立法的手段に依り豫防を講ずること。

以上の決議事項は母親及兒童の保護に關する最低標準であります。尙各地とも是以上の良施設を講ずるに汲々たる有様であります。

翻つて我國の人口問題を顧るに、生產率は減少し

妊娠婦の死亡數、死産、乳兒の死亡數年々増加し（増加の數字は前號所載につき略す）一方國民の體位は低下し即ち數に於ても質に於ても最憂べき狀態に在るのでありますですから兒童の健康を増進することは國民保健問題の中堅であり民族衛生の先驅であります。實に大正五年の調による（我國一歲未滿の乳兒死亡數は三十萬七千人に達し且つ其半數十三萬位は生後一ヶ月の壽を完し得ず尙十三萬の半分は七夜迄に死亡して居ります。我國は此の際は兒童の保健衛生問題に就ては大奮發を要する秋と存じます。而して兒童の保健衛生上の向上改善をはかりまするためには其の方法素より一二に止りますまいが、差當り重要な事項は育兒法及妊娠婦の攝生に關する思想の普及と共に應する社會的施設に就ては當局に於て別に考へつゝある所がありますが差當り兒童衛生思想の普及が急務と存せられます。

今回お茶の水の教育博物館で催します展覽會のごときも其の一端に供したい爲であります。

何卒此の舉を機運として社會の各方面の方々特に皆様の御協力と御努力に依つて可愛い御子様に關する衛生思想を普及し以つて心身共に激渢たる次代の

國民を造り依て、邦家の深憂を除去し國家の進轉に

資したいと存じます。（文責在記者）

## 兒童衛生展覽會を觀る

東京女高師保母 星野樂子

兒童の保健に關する思想を普及させる目的で此度

内務省主催の衛生展覽會が教育博物館に開かれました。階上階下を通じて全體を六部に分け出品數の多

いのと内容の充實してゐるのとは月並な博覽會の比でなく、且つ興味上からも足を止めるものが澤山ありました。順路により参考になるものを書きぬきました。先づ第一部は階上の妊娠分娩の部より始り、

専門家の研究の中にも磐瀬博士は畫入りで妊娠中の心得を懇切に通俗的に説明し、木下博士はそれを更に歌にして、

一、食物はふだんの儘で支なし毒立て等はなき事と知る、

二、はき下し食慾無きと腹痛とひけつは醫者の手當を受けよ、

三、運動はふだん慣れたる程よりも控目にせよ無事

ならん爲、

四、乗物に長くのるのは心せよ散歩するのも程々がよい、

五、轉ぶなよ梯子 階坂道は殊に用心するが肝心、

六、温泉や海水浴は禁物で腰湯長ぶろ等も慎め、

七、芝居寄席長く見るのは慎めよ物見遊山に遠出などすな、

八、呼吸はずみどうきむくみやをりちなど醫者に見せるは早き程よし、

九、幾度も半産するは病あり診察受けよ醫者の許にて、

十、身二つになる支度には手落なく產衣產具の用意揃へよ、

十一、產月に近よる迄に勝れたる技術と手なれの產婆頼めよ、